

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除における雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名			
旧措法第42条の12の5第1項の規定の適用を受ける場合						
調整雇用者給与等支給額 (別表六(二十八)「2」)	1	円	控除対象	対象移転型新規雇用者総数 (別表六(二十四)付表一「2の③」と「5の③」のうち少ない数)	6	人
当期の終了の日における雇用者の数 (別表六(二十四)付表一「1の①」)	2	人	調整数の	対象移転型特定新規雇用者数又は移転型特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「10」又は「20」)	7	
調整地方事業所基準雇用者数 (別表六(二十四)「3」)	3		計算	対象移転型非特定新規雇用者数 (別表六(二十四)付表一「11」)	8	
				控除対象調整数 (6) - (7) - (8) (マイナスの場合は0)	9	
特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「9」又は「19」)	4			控除対象者数 (3)と((4)+(5)+(9))のうち少ない数)	10	
				雇用者給与等支給増加重複基準額 $\frac{(1)}{(2)} \times (10)$	11	円
対象非特定新規雇用者数 (別表六(二十四)付表一「10」)	5			雇用者給与等支給増加重複控除額 $(11) \times \frac{20}{100}$	12	
旧措法第42条の12の5第2項の規定の適用を受ける場合						
調整雇用者給与等支給額 (別表六(二十九)「5」)	13	円	控除対象	移転型地方事業所基準雇用者数 (別表六(二十四)付表一「5の③」)	19	人
当期の終了の日における雇用者の数 (別表六(二十四)付表一「1の①」)	14		調整数の	対象移転型特定新規雇用者数又は移転型特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「10」又は「20」)	20	
				対象移転型非特定新規雇用者数 (別表六(二十四)付表一「11」)	21	
調整地方事業所基準雇用者数 (別表六(二十四)「3」)	15		計算	対象移転型非新規基準雇用者数 (別表六(二十四)付表一「13」)	22	
				控除対象調整数 (19) - (20) - (21) - (22) (マイナスの場合は0)	23	
特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「9」又は「19」)	16			控除対象者数 ((15)と((16)+(17)+(18)+(23))のうち少ない数)	24	
				雇用者給与等支給増加重複基準額 $\frac{(13)}{(14)} \times (24)$	25	円
対象非特定新規雇用者数 (別表六(二十四)付表一「10」)	17			雇用者給与等支給増加重複控除額 $(25) \times \frac{20}{100}$	26	
非新規基準雇用者数 (別表六(二十四)付表一「12」)	18					

別表六(三十) 令四・四・一以後終了事業年度分